

**所得税・消費税の申告内容の誤りに気付いたら**

確定申告書を提出した後で、計算間違いや計上漏れに気がついた場合は、「修正申告」又は、「更正の請求」で訂正してください。

**修正申告書を提出する場合**  
 法定申告期限(確定申告期間)後に、すでに提出した確定申告の申告額に誤りがあった場合で、申告をした税額等が実際より少ない場合、申告額が実際より多い場合、申告した税額が多すぎた場合、これらに訂正するために提出する申告書です。

**更正の請求書を提出する場合**  
 納める税額が多すぎた場合や還付される税額が少なすぎた場合にこれらの金額を正しい額に訂正するために提出する請求となります。



**事務局閉鎖のお知らせ**

令和元年5月20日(月)、21日(火)は、平成30年度確定申告期反省会のため事務局を閉鎖いたします。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

**馬込文士村大桜まつり**

平成31年4月7日(日)に開催された「馬込文士村大桜まつり」に今年も税金クイズで参加しました。今年、大森青色申告会給水所ブースを設け、お立ち寄りいただいた会員の方には当会会員証のご提示でお1人1本のお茶をプレゼントさせていただきました。



**自転車保険より大切なお知らせ**

自転車保険の新規加入をご検討中の方、及び現在ご加入の方で継続又は、契約内容の変更をご希望される方は、令和元年5月31日までに手続きが必要となりますのでご注意ください。詳細は先月ご送付しているチラシをご覧ください。

お問い合わせは、**03-3771-8859**  
 (一社)大森青色申告会事務局/担当鷲尾まで



**『青色ドック』開催のお知らせ**

当会では、青色申告会の会員の皆様をはじめ、ご家族・従業員の方を対象に福利厚生事業として総合的な集団保険診断(青色ドック)を年1回実施しています。ぜひ、この機会にご自身の健康状態をチェックしてみたいかがでしょうか?

日時: 令和元年7月16日(火)の午前中  
 場所: 当会事務所(大田区中央3-10-18)  
 その他の費用等は別紙同封のお知らせチラシをご覧ください。

**帳簿と書類の保存期間にご注意を!!**

5年間の保存でよい書類もありますが、長く保存しておくに越したことはありません。個人事業に関わる「書類は全て7年保存」と覚えておきましょう!



**帳簿・書類等の保存期間**  
 確定申告書を提出し終わっても帳簿や領収書や請求書などの書類を捨ててしまつてはいけません。これらの書類は、決算書・申告書作成時の根拠となるもので、定められた期間、保管しておく義務があります。

**七年保存の書類**  
 帳簿書類  
 仕訳帳や総勘定元帳など  
 決算関係書類  
 決算書、申告書、棚卸表など  
 現金預金取引等の関係書類  
 領収書・請求書・預金通帳など

**五年保存の書類**  
 その他の書類  
 見積書、注文書、納品書など

一般社団法人 **大森青色申告会**  
 責任者 会長 徳永 洋昭  
 大田区中央3丁目10-18  
 TEL: 03(3771)8859  
 FAX: 03(3773)6388  
 Eメール: aoiro-o@nifty.com  
 URL: http://www.oomori-airo.org

予約制 事務局に申込み  
 時間 申込順で30分位

**無料法律相談日**  
 5月9日(木)  
 5月23日(木)

**保険の相談**  
 ご希望の方は事務局迄

◆新規入会者個別記帳指導会開催のお知らせ◆

本年、新たにご入会された新規入会者を対象に、個別で記帳指導会を開催いたします。特に、青色申告特別控除65万円をご希望される方は早目の対策が必要です。今後のヒアリングを行い、スケジュール等もご案内させていただきますので、是非、この機会にお越しください。お待ちしております。

日時：令和元年5月27日(月)～同年5月31日(金)  
 午前9時・10時・11時、午後1時・2時・3時 中でお1人1時間程度  
 持ち物：帳簿、通帳、領収書や請求書、印鑑、マイナンバーがわかるもの。  
 平成30年に申告されている方は、決算書(収支内訳書)・確定申告書の控えや各種提出書類の控え等。  
 ご注意：完全予約制です。ご予約は03-3771-8859までお電話ください。

◆確定申告期終了のお礼◆

平成30年分確定申告は、無事に終了いたしました。会員の皆様におかれましてはホッとされているのではないかと存じます。また、本年、確定申告期には「指導サポート料(決算カンパ)のお願い」をさせていただき、確定申告提出件数2,210件の内2,088件の方にご協力いただきました。役職員一同お礼申し上げます。

平成30年度 中学生の「税についての作文」の表彰式が開催されました

「税についての作文」は、将来を担う中学生の皆さんが、身近に感じた税に関する事、学校で学んだ税に関する事、テレビや新聞などで知った税の話などを題材とした作文を書くことで、税について関心を持ち、正しい理解を深めていただくという趣旨で実施して、国税庁と全国納税貯蓄組合連合会が、毎年募集を行っています。

平成30年度、大森税務署管轄内では1,480編の作文が寄せられました。この中から大森税務署署長表彰をはじめ11の団体が、それぞれ優秀作品を選考し、平成30年12月4日(火)、大田文化の森に於いて表彰式が開催され賞状と記念品を贈呈しました。

当会は、上記表彰式に於いて、題名「いつも通りの毎日」、作 大田区立大森第2中学校3年 林正之さんの作品に(一社)大森青色申告会 会長賞を授与しました。

本年度(2019年度)も、夏休みの宿題として大森税務署管轄内の中学校に作文の募集を予定してしています。

ご家族のなかに、中学生の方がいらっしゃいましたら、是非、ご応募のお声がけをお願いします。



▶ 賞状授与



▶ 受章者集合写真

都税事務所からのお知らせ 5月は自動車税の納期です

平成31年度の自動車税納税通知書は、5月7日(火)に発送します。  
 5月31日(金)までにお納めください。

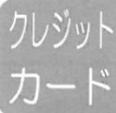
＜ご利用になれる納付方法＞



金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口  
 ※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。



※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。  
 ※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。  
 ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。



※インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます(税額に応じた決済手数料がかかります。)

[都税クレジットカードお支払サイト](#) [検索](#)



※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。  
 ※金融機関・郵便局のATM(ペイジー)対応のATM(現金自動預払機)から納付できます。  
 ※領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。  
 ※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>)「税金の支払い」をご覧ください。

車検用の納税証明書(はがきサイズ)は郵送されません

納税証明書が必要な方は、納付後、約10日後に都税事務所・自動車税事務所等へ申請してください。  
 車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税の納税確認を電子的に行うことができるようになっているため、ペイジー・クレジットカードで納付した方への車検用納税証明書(はがきサイズ)の郵送は平成28年3月末をもって終了しています。  
 車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。

【お問い合わせ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066  
 詳しくは、東京都主税局ホームページ(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>)の「都税の納税等について」をご覧ください。

[東京都 主税局](#) [検索](#)

都税の証明書等の郵送請求は「都税証明郵送受付センター」宛にお願いします

東京都では、郵送による都税の証明書等の発行業務を「都税証明郵送受付センター」で集中して行うこととなりました。都税の証明書等を郵送にてご申請される場合は、以下の宛先にお送りください。

郵送請求先

〒112-8787  
 東京都文京区春日1-16-21 都税証明郵送受付センター

お届けまでに概ね1週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

○詳しくは、主税局ホームページをご覧ください。

[都税証明郵送](#) [検索](#)

